

給与から保険料を天引き、そして、滞納している事業者の場合は、従業員という「他者」に被害を及ぼすことになり、また、その結果がわかるのに長いスパンを要します。

老後の大切な生活の糧である年金ですから、
今後は、事業者のモラルに期待したいと思います。

★トピックス～確定申告関連情報～

来月から、恒例の確定申告が始まります。

申告に必要な年金保険料の控除証明書が届いていませんでしたので、年金機構のHPから**控除証明書専用ダイヤル(0570-070-117)**へ連絡し送付を依頼しました。

控除証明書は、22年11月上旬に、平成22年1月から9月まで国民年金の保険料を納付された方、今年2月上旬に送付される方は、平成22年10月から納付されている方へと送付されると書いてありました。11月送付予定該当者の方でまだ届いていない方は上記にご連絡下さい。1週間から10日程で送ってくれるそうです。

~~~~~編集後記~~~~~

皆様は、お正月をいかがお過ごしになりましたか？

私は、年末年始と関東に旅行をして、初めて関東でのお正月を迎えました。

その間に、京都では美しい雪景色が楽しめたとのこと。雪好きの私としては、外に出て歩くことが必要でない、休日の雪は大好きなので、返す返すも残念です。

関東でのお正月、年越し蕎麦と、おせち、フランス料理と、美味しいお正月でしたよ。

年始から美味しいものをたくさんいただいたからには、今年もがんばります。

どうかよろしく願いいたします。

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント & ファイナンシャルプランナー
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
